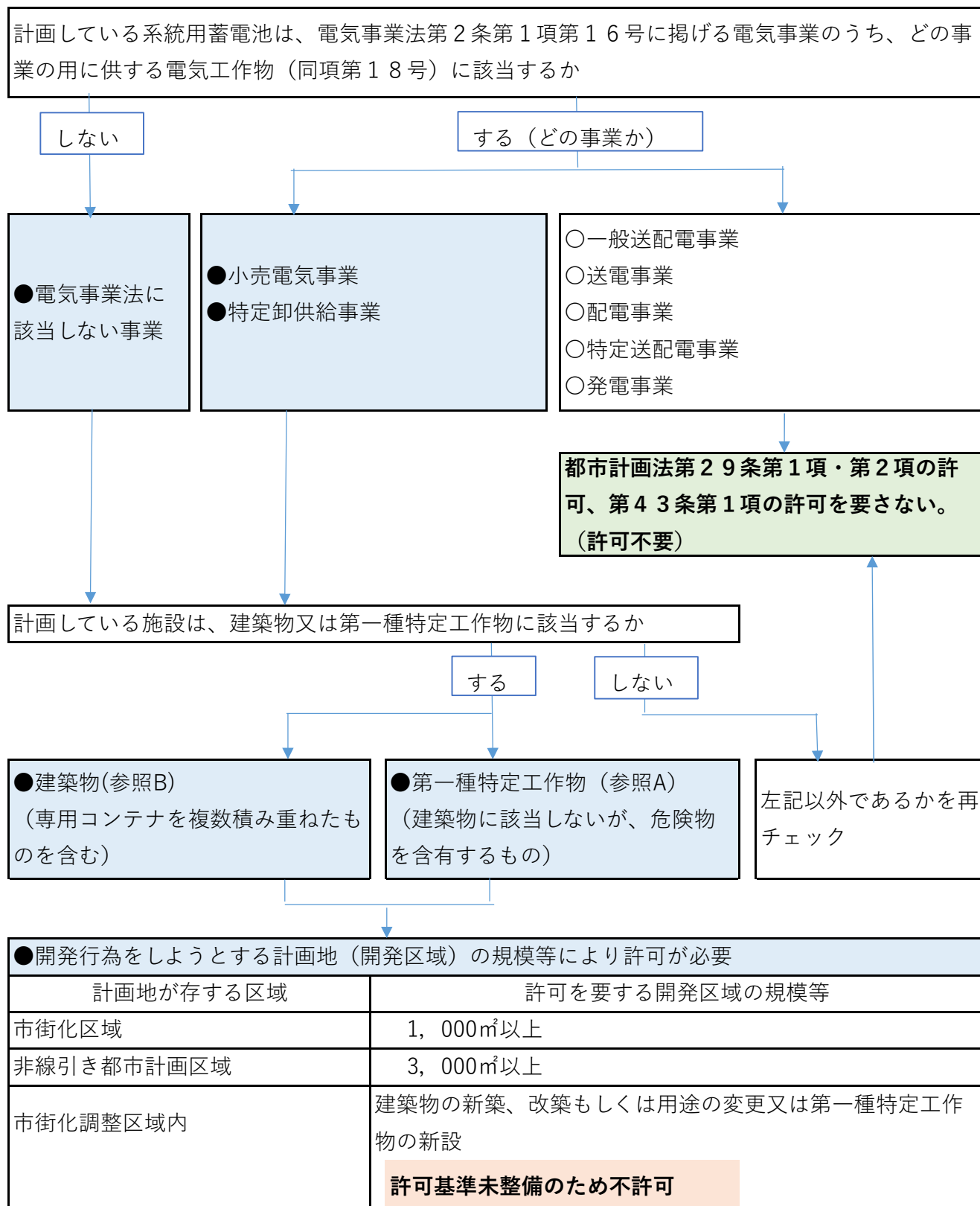


開発許可制度における系統用蓄電池の取扱いについてのフロー



※注意

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法における許可が必要となる場合があります。

開発許可制度における系統用蓄電池の取扱いについての説明

A.第一種特定工作物について

電気事業法に基づく電気事業のうち、小売電気事業又は特定卸供給事業の用に供する系統用蓄電池で、都市計画法施行令第1条第1項第3号に規定する危険物を含有するもの（容量にかかわらず）は、都市計画法第4条第11項に規定する第一種特定工作物に該当し、その建設のために一定規模以上の開発行為を行う場合は都市計画法に基づく開発許可が必要です。

B.建築物について

土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナを複数積み重ねるもの等は建築物に該当し、電気事業法に基づく電気事業のうち、小売電気事業又は特定卸供給事業の用に供するもので、その建築のため一定規模以上の開発行為を行う場合は都市計画法に基づく開発許可が必要です。

「蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取扱いについて（技術的助言）」

（平成 25 年 3 月 29 日付け国住指第 4846 号）において、

- ・土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナのうち、蓄電池その他蓄電池としての機能を果たすため必要となる設備及びそれらの設備を設置するための空間その他の蓄電池としての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有し、稼働時は無人で、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないものについては、法第 2 条第 1 号に規定する貯蔵槽その他これらに類する施設として、建築物に該当しないものとする
- ・ただし、複数積み重ねる場合にあっては、貯蔵槽その他これらに類する施設ではなく、建築物に該当するものとして取り扱うこととする

C.本市の取扱いについて

現段階においては、第一種特定工作物に該当する系統用蓄電池及び系統用蓄電池を収納する専用コンテナのうち建築物に該当するもの（以下「系統用蓄電池等」という。）について、市街化調整区域に設置する場合の許可基準を定めていないため、不可となります。

D.注意

電気事業法に基づく電気事業に該当するか、設置予定の系統用蓄電池が含有するものが危険物か否かについては、各所管行政庁に相談や確認を行ってください。

E.参考

国交省の系統用蓄電池の開発許可制度上の取扱い（技術的助言）

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001883478.pdf